

船橋市老人福祉センター条例施行規則

○船橋市老人福祉センター条例施行規則

平成16年3月31日
規則第68号

船橋市老人福祉センター条例施行規則

船橋市老人福祉センター条例施行規則（昭和50年船橋市規則第28号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市老人福祉センター条例（平成16年船橋市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定申請書の提出等）

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、船橋市老人福祉センター指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 利用者の受入計画
- (3) 業務運営計画
- (4) 事務管理計画
- (5) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 船橋市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の管理に関する収支予算書
- (5) その他市長が必要があると認める書類

（平17規則4・一部改正）

（指定の通知）

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市老人福祉センター指定管理者指定書（第2号様式）により、指定されたものに通知するものとする。

（平28規則11・一部改正）

（開館時間及び休館日の変更等）

第4条 指定管理者は、条例第9条第3項の規定により臨時に開館時間を変更しようとするとき、又は条例第10条第3項の規定により臨時に休館日を変更し、若しくは休館日を設けようとするときは、船橋市老人福祉センター開館時間変更等承認申請書（第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

（平23規則35・平28規則11・一部改正）

（利用の手続）

第5条 老人福祉センターを利用しようとする者は、個人にあっては船橋市老人福祉センター利用許可申請書（第4号様式）により、団体にあっては利用しようとする日の30日前から3日前までに、船橋市老人福祉センター団体利用許可申請書（第5号様式）により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、個人に対しては船橋市老人福祉センター利用証（第6号様式。以下「利用証」という。）を、団体に対しては船橋市老人福祉センター団体利用許可書（第7号様式。以下「利用許可書」という。）を当

船橋市老人福祉センター条例施行規則

該申請をした者に交付する。

3 老人福祉センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、老人福祉センターの利用に際し、利用証又は利用許可書を指定管理者に提示し、その指示を受けなければならない。

（平28規則11・一部改正）

（変更の届出）

第6条 利用者は、利用証の記載事項に変更を生じたときは、その旨を速やかに船橋市老人福祉センター利用証記載事項変更届（第8号様式）により、指定管理者に届け出なければならない。

（平28規則11・一部改正）

（利用許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、条例第13条の規定により老人福祉センターの利用を停止し、又は利用の許可を取り消したときは、船橋市老人福祉センター利用停止・取消通知書（第9号様式）により利用者に通知する。

（平28規則11・一部改正）

（特別の設備の許可）

第8条 利用者は、条例第18条の規定による許可を受けようとするときは、船橋市老人福祉センター設備許可申請書（第10号様式）により申請しなければならない。

（平28規則11・一部改正）

（利用の制限）

第9条 条例第12条第1号に規定する秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 他の利用者に傷害をもたらす危険行為を行うおそれがあるとき。
- (2) 口論、中傷、泥酔等他の利用者に著しく迷惑となるような行為を行うおそれがあるとき。
- (3) 前2号に準ずるものとして指定管理者が認めるとき。

（利用者の守るべき事項）

第10条 利用者は、老人福祉センターの利用に当たり指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けずに壁、柱、扉等に貼紙をしないこと。
- (3) 許可を受けずに寄付金の募集、物品の販売を行わないこと。
- (4) その他老人福祉センターの運営上不適当な行為をしないこと。

（入室の要求）

第11条 利用者は、指定管理者が老人福祉センターの管理上必要があつて入室を要求したときは、これを拒むことができない。

（原状回復の届出）

第12条 利用者は、老人福祉センターの利用後原状に回復したときは、直ちに指定管理者の点検を受け、その指示に従わなければならない。

（損傷の届出）

第13条 利用者は、老人福祉センターの施設又は設備を損傷したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

※第1号～第10号の様式の例は略